

第9章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

障害者福祉を所管する生活福祉部社会福祉課を中心として、本庁・支所の関係部署が連携し、円滑な施策・事業の実施と適切なサービスの提供に努めます。

また、国・県をはじめ、庄原市障害者支援協議会、市民・事業者・関係団体等による支援体制を維持・強化し、障害者福祉施策を総合的に推進します。

2. 点検と評価

庄原市障害者支援協議会において、本計画に掲げた施策・事業及び成果目標などを点検・評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、効率的・効果的に障害者福祉を推進します。

3. 地域理解の促進

障害者の人権が十分に尊重された地域社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会活動・日常生活を営む「ノーマライゼーション」の理念の啓発、障害者や障害福祉に対する市民理解の促進に努めます。

また、障害者福祉事業所が実施・参加するイベント情報の提供や、フライングディスク教室等の障害者と地域住民がふれあうイベントを開催し、地域内の交流を促進します。